

## 平成23年度第3回社会福祉審議会「福祉施策のあり方検討専門分科会」摘録

日 時：平成23年7月7日（木）19時～21時

場 所：ホテル ルビノ京都堀川「加茂の間」

出席委員：安宅義人委員，奥山茂彦委員，源野勝敏委員，菅原幸子委員，関川芳孝委員，  
仙田富久委員，樋口文昭委員，宮本義信委員，矢島里美委員，山手重信委員

欠席委員：西晴行委員，村井信夫委員

### — 開会 —

#### 【事務局】

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、平成23年度の第3回、前年度から数えまして9回目の福祉施策のあり方検討専門分科会を始めさせていただきます。皆様方におかれましては、大変御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の出欠でございますが、西委員，村井委員におかれましては、御都合がつかず欠席との御連絡をいただいております。

続きまして、資料の御確認をお願いいたします。1点目が「委員名簿」、2点目が「平成23年度第3回以降の審議スケジュール（予定）」、3点目が「市営保育所の今後のあり方について（検討資料）」、4点目が「市内配置図」でございます。不足等はございませんでしょうか。

続きまして、前回の分科会においてお申し出のありました、浜岡分科会長の本分科会委員の辞任についてでございます。この件につきまして、森社会福祉審議会委員長にお諮りした結果、辞任の承認とともに、新たな委員の補充につきましては、本分科会の審議も回を重ねており、難しいのではないかとのことでした。そこで、今後の審議につきましては、お手元の委員名簿のとおり、12名の委員の皆様によりまして、御審議を続けてお願いしたいと存じます。

続きまして、本日、席上配布いたしました「福祉施策のあり方検討専門分科会長の選出について（参考資料）」を御覧ください。京都市社会福祉条例第5条の第2項及び第3項の規定に基づきまして、新たな分科会長を委員の皆様による互選で決めていただきたいと思います。御推薦等がございましたら御発言をお願いいたします。

#### 【委員】

宮本委員を推薦したいと思います。宮本委員は児童福祉にも造詣が深く、保育行政に関しても御見識があり、本分科会の会長職務代理者でもあります。宮本委員にぜひ会長をお願いできればと思い、御推薦させていただきました。

**【事務局】**

他に御意見はございますでしょうか。異議なしということでございますので、拍手で確認させていただきたいと思います。

(拍手)

**【事務局】**

ありがとうございます。それでは、宮本委員に会長に御就任いただき、この後の進行をお願いしたいと思います。会長席へ移動をお願いします。

**【宮本会長】**

それでは、推薦並びに拍手をいただきましたので、お受けさせていただきます。委員の皆様の良い御支援、御協力を頂きまして進行係を務めさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、京都市社会福祉審議会条例第5条第5項に「専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。」とございます。私に事故があった場合に職務を代わって行っていただく委員を予め決めておくとなっておりますが、これにつきましては山手委員をお願いしたいと思います。山手委員よろしいでしょうか

**【山手委員】**

微力ですけども務めさせていただきます。

**【宮本会長】**

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、議論の方に入っていきたいと思います。お手元の資料等を御確認ください。

前回の会議では、事務局の方から、「市営保育所の今後のあり方に係る現時点での論点整理(案)」の説明と「市営保育所の今後の役割・機能」及び「市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセス」について、委員の皆さんの御意見を踏まえて修正したものの説明を受けました。そして、そのうえでこれらにつきまして、委員の皆さんから、さらに

多くの御意見等をいただきました。また、十分な審議のためのスケジュールの変更や保護者の方々などから御意見をお聴きすることも確認されたように思います。

そこで、本日は、当分科会がこれまで行った「市営保育所の今後の役割・機能」及び「市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセス」に係る議論につきまして、これを「市営保育所の今後のあり方（検討資料）」としています。そして、現段階でのまとめをしていきたいと思っております。そして、これを参考にしながら、今後、保護者の方々などの御意見を聴いていきたいと考えております。

そこで、まず、今後の審議スケジュールにつきまして確認していきたいと思っておりますので事務局の方から御説明をお願いします。

#### 【事務局】

それではお手元の資料の「平成23年度第3回以降の審議スケジュール（予定）」を御覧ください。前回の分科会におきまして十分な審議を行うためにスケジュールの変更が確認されました。今後のスケジュールを以下のとおり御説明させていただきます。

当初、本年3月末までの分科会の最終意見をいただく予定につきましては、これを本年12月までと変更し、年内には分科会の最終意見をまとめていただくこととして、これからのスケジュールを設定しております。

内容でございますけれども、左から本日以降の分科会の開催時期及び論議の項目を予定として記載しております。大まかにまとめますと、本日ににつきましては今日時点での中間段階のまとめをしたいと存じます。これを参考に次回第4回から第6回までにかけてまずは、第4回から第5回までになると存じますが、保護者の方々やその他の関係団体からの意見の聴取をし、そこで出た御意見も踏まえて、市営保育所の今後のあり方についての案の議論をさらに深めていきたいと考えております。その後、第7回の11月中旬には市営保育所の今後の在り方についての案の最終まとめを行っていただき、12月上旬には最終の御意見をこの分科会から頂きたいと思っております。審議スケジュールについては以上でございます。

#### 【宮本会長】

ありがとうございました。それでは、具体的な議論に入っていきたいと思っております。

#### 【委員】

この審議会は、当初、3月末ということでしたけれども、それからずるずる延びるばかりでとうとう半年以上延びるということになったんですけれども、審議の仕方によってまた延びることは認められるのかということも課題だと思います。それから保護者の意見

を聴くということですが、市営保育所の保護者に限定して意見を聴くのか、京都市内の民間園も含めての保護者となるのかが曖昧なままになっております。

**【宮本会長】**

事務局の方よろしく願いいたします。

**【事務局】**

前回の分科会でスケジュールについては市の方で検討させていただくということで報告させていただきました。そのうえで、委員の今の御質問につきましては、この後になると思いますが、前回そうした関係する保護者の方からの御意見を聴くと確認させていただいたところがございますので、その点で今段階の私どもの考えを申したいと思います。

**【宮本会長】**

ありがとうございました。前回の委員会においては十分な審議のためのスケジュールの変更ということ、及び保護者の方々等から御意見をお聴きすることについては確認されているということ。委員が今言われたことを含めての今後の検討課題になるのかなと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以後具体的な議論に入りたいと思います。

先ほど申しましたとおり、これまで議論をしてきた「市営保育所の今後の役割・機能」及び「市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセス」につきまして、これを「市営保育所の今後のあり方について（検討資料）」として一つにまとめた資料を事務局で用意してもらいましたので、これにつきまして説明をお願いしたいと思います。

**【事務局】**

この「市営保育所の今後のあり方（検討資料）」につきまして、御説明申し上げます。これまでに分科会で御議論いただきました「市営保育所の今後の役割機能」と「市営保育所の今後配置のあり方とその実現へのプロセスの内容」につきまして、今日時点での一定のまとめとして、「市営保育所の今後のあり方（検討資料）」として一つにまとめたものでございます。

前回の分科会におきまして委員の皆様から御発言のありました御意見を踏まえ、今回修正等を行いました部分につきましては下線及び取り消し線を引いております。修正等を行いました主な点につきまして御説明を申し上げます。

1ページの「Ⅰ はじめに」でございます。こちらにつきましては新たに追加した項目でございますのでそのまま読み上げさせていただきます。

『Ⅰ はじめに、京都市社会福祉審議会福祉施策のあり方検討専門分科会では、保育を取り巻く情勢が激動する中、保育所には、多様な利用者ニーズに応え、入所児童の保育や保護者への支援に取り組むとともに、すべての子どもと家庭を対象に、地域の子育て支援の拠点的な役割を果たすことが求められており、京都市の厳しい財政状況の下で、公・民全体で京都市の保育を向上させていく必要があることから、平成22年8月に、「民間保育園と市営保育所の今後の役割」や「市営保育所がその役割を担うために必要な機能」について検証を行い、「市営保育所の今後の役割と必要な機能に基づく配置のあり方」と「今後の役割・機能及び配置の実現へのプロセス」を明らかにすることを目的に、「市営保育所の今後のあり方」について、京都市から審議の依頼を受けた。

これを受けて、本分科会では、京都市の保育の実施状況をはじめ市営保育所と民間保育園との比較検証や市営保育所の課題などから審議を始め、平成22年12月には、京都市に対して、審議の視点の議論を待つまでもなく早急に改善に取り組むべき項目も含めて、「市営保育所の今後のあり方について（中間意見）」を提出したところである。

現在、上記の審議の視点に沿って引き続き議論を重ねているところであるが、このたび保護者の方々やその他の団体の方々から御意見をいただき、今後の議論をより充実したものとするため、第5回から第9回にわたり議論してきた内容について、現段階での議論のまとめとして、「市営保育所の今後のあり方について（検討資料）」を作成することとした。

なお、この「市営保育所の今後のあり方（検討資料）」は、国の進める保育制度改革の状況や市営保育所の見直しの今後の進捗を踏まえ、数年後の一定の時期に検証することを念頭においてまとめたものである。』

2ページを御覧ください。中ほどの「(1) 保育内容について」の2段落目の文中でございますが、「保育水準」との記載を「保育の質」と修正しております。さらに1枚おめくりいただきまして、4ページを御覧ください。上から6行目でございますが「実践可能な民間保育園」を追加しております。次のページを御覧ください。(4)と(5)の項目につきまして、内容に重複する部分がございますので、これを分かりやすく整理しております。

まず、(4)でございますが、虐待を受けた子どもや気になる子どもの入所児童への対応に係る内容の部分についてのまとめとし、入所児童以外への対応に係る内容につきましては、次の(5)の「地域子育て支援について」の中に盛り込んでおります。続きまして、「(5) 地域子育て支援について」の項目の1段落目でございますが、「保育所による地域子育て支援は、幼稚園や児童館、また地域の子育てサロン・サークルなどの取組と併せて、広く地域の子どもたちの育ちと家庭の子育てに資するものであり、今日社会的に問題となっている虐待の早期発見・早期対応や何より未然防止、また障害の早期発見・早期支援などのためにも、重要な役割を担っている。」との文章を追加しております。

続きまして、同じページの下から2段落目でございます。この段落につきましては、(4)

の「虐待児や気になる子どもへの対応について」の項目の中でまとめておりました内容に、「地域子育て支援の取組の下で」との文言を追加し、「(5) 地域子育て支援について」の項目の中でまとめております。

6 ページを御覧ください。中段の「(7) 市営保育所保育士のあり方について」の項目の下から4行目から5行目にかけてでございますが、「行政が主に果たすべき役割」との表現を、「行政と民間保育園とが協働して取り組むべきこと」と修正しております。

次のページを御覧ください。2段落目でございますが、この部分につきましては、修正後の文章を読み上げさせていただきます。「これらを考えると、現状において、民間保育園と比べて高コストとなる市営保育所については、これまでに議論してきた役割・機能について、今後、実践していくことを踏まえつつ、民間における実践で十分に対応が可能であると考えられる場合は、民間保育園への移管も選択肢の一つとして考えられるのではないか。」

「市営保育所の今後のあり方について（検討資料）」につきましての説明は以上でございます。なお、お手元にお配りしております市内配置図につきましては、これまで御議論いただいております役割・機能について、今後、市営保育所で実践していくことを踏まえながら、市営保育所の今後の配置のあり方とそのプロセスを議論するうえでの参考資料といたしまして、「市営保育所、福祉事務所、保健センター及び児童福祉センター等」の位置関係について示させていただいたものでございます。以上でございます。

#### 【宮本会長】

ありがとうございました。それでは委員の皆様の意見をお願いしたいのですが、「はじめに」を含め3部の構成になっていると思います。各部分項目について相互に関連しておりますので、全体を通して、3の実現へのプロセス等についても併せて議論をしていただけたらと思います。何ページのどの箇所と指摘していただいて御意見、御質問をいただけたらと思います。もちろん全体を通しての骨組みの部分についての意見も積極的にお願ひできればと思います。いかがでしょうか。

#### 【委員】

先ほど会長から提案がありました「はじめに」の部分について意見を述べさせていただきます。前回、関係者の御意見を伺ってくださいと要望したことについて、全面的に受け入れていただいて実現の運びにさせていただいたことを大変感謝いたします。

それと、子どもの権利擁護、基本的な視点について、「はじめに」のようなところに入れていただけたらいいのではないかと発言させていただいたと思います。この文書を保護者代表であるとかその他団体の方に意見を伺うに当たって、本審議会あるいはこの部会の基

本的スタンスとしてこういう方向での御意見を伺いたいということを示すものになると思いますので、私が発言させていただいた内容については、「はじめに」のセンテンスで言えば、2つ目と3つ目の間くらいに入れていただいて当然ではないかなと思うのです。

先ほど事務局から、委員の皆さんの意見を聴取して盛り込んだとおっしゃっていた割りには、私の意見はどこに行ってしまったのかなと率直に思わざるを得ませんので、回答をお願いしたいと思いますし、回答していただかなくても今日それで入れますと返答していただければありがたいと思います。

#### 【事務局】

この場で御議論を願いたいとことと存じておりますけれども、あえて私どもにお尋ねということでございますので申し上げますと、当然の前提ではないかと私どもは考えておりません。

#### 【委員】

当然のことがこの中にもたくさん書かれており、当然のことは書かないということになれば、とんでもなく省かないといけないと思います。当然のことだけでも、その前提として憲法に謳われている人権を尊重することは、言って当然だと思いますし、そのことが審議会の格調というか、あるいは保健福祉局のスタンスになろうと思うんです。先ほどそんなふうにおっしゃったけれども、前回のまとめでも、私の申し上げたことに特に委員の皆さんからも御異存はなかったわけですから、それは入れていただくべきだろうと思いますし、論議を繰り返す必要はないと思います。

#### 【委員】

これに基づいて、意見を申し上げていきたいと思います。初めに2ページの1です。民間保育園と市営保育所の現状という分析の中で、園児1人当たりの所要額は民間保育園が1人当たり96,210円で、市営保育所は180,629円となっており、1.9倍となっている話が以前の資料でもありました。確かに文面の中に出てくるわけですが、もう一つ、京都市は独自の財源支援をしてきたわけであり、市営保育所は民間保育園と比べて市費をどれだけ投入しているのかを判断する材料としては、この文書では不十分ではないかと思わざるをえないわけです。

特に、その中で京都市からの継ぎ足し額として、民間保育園に対しては園児1人当たり17,791円であるに対して、市営保育所は95,639円投入しており、その差はざっと5.4倍であるということ、私は以前に申し上げました。市の継ぎ足し額に差があることは市民から見てもおかしいんじゃないかと、私は強調してきたんですけれども、こ

うということも文書の中に入れておくべきではないかと思うんです。なぜこれにこだわるかというと、同じ保育指針に基づいて行っている保育の質は公民であり変わらないということが、それぞれの委員の共通認識ではなかろうかと思います。格差がそのままの形で残され、今後市営保育所が継続していくことについては、私は納得できないと思います。

もう一つは、保育士が公務員ということだけをもって、民間園と非常に大きな差があることを当然のように認められていることについては、やはり納得できない。

先ほど申し上げましたが、同じ水準の保育をしているにも関わらず、民間園は懸命になって保育水準を市営にも負けないようにしている。しかしながら、市営には多額の財源が投入され続けているということは、私は理解できないと特に強調してもらわないといけないと思います。

2の(1)の文面の中にあるように民間園では質の高い保育を実践されているけれども、設立後間もないために保育の質の向上が必要である民間園もかなり多いというようなことが書かれているわけでありますが、これはどなたかの質問にもあったんじゃないかと思うんですが、「市営保育所においては、保育所保育指針に則った保育を丁寧に実践し、一定の保育の質が提供されている」という文面で結ばれていますが、設立後間もない保育園に、我々民間側に質の低い保育園が本当にあるんですかと、逆に聞かなければならないわけがあります。これは京都市が認可するときにはある一定の条件が担保されて、そして認可されていることを思うと、果たして、そんな質の低い保育園があるのかと我々は改めてもう一度問い直さないといけないと思っています。またこういったことを文書に入れることが、民間園のこれまでの功績や実績を打ち消しかねない。多少うがった見方かもしれませんが、我々としては見過ごすことはできないと思っています。

それから、障害児保育について。市営保育所の受け入れ率は7.56%、民間園の障害児の受け入れ率は2.46%ということですが、その判定のあり方が、官民でだいぶ違うことを申し上げてきました。特に民間は障害を持っている子が、それが単なる性格的なことであるのか、あるいは障害による症状か、それぞれの園では判断するのが難しいケースがほとんどであります。前の論議にもありましたとおり、民間では独自の判定会議は持っておりません。あくまでも親に療育センターに行ってもらって判定をもらってくる必要がある。実際にこれは親の仕事でありますけれど、親に行ってもらうための説得が我々にはしんどいケースがほとんどであります。

医療機関がすぐに判定をしてくれるかということ、なかなかしてくれない。半年、1年待たなければ実際にはやってくれないケースがたくさんあるわけですし、こういったこととともに我々民間は、いわゆるボーダーラインにいるような子、認定してもらえないか分からないという子を非常に多く抱えているわけであるので、そういった点も数字に出てきているのではないかと考えています。

次に虐待児の問題につきまして、これも市営と民間では倍以上受け入れが違うということですが、私どもは被虐待児の対応は独自では行えないもので、それぞれの園に受け入れてほしいと言ってくるのは福祉事務所である。福祉事務所から要請があった分については、ほとんど受け入れてきたわけであります。福祉事務所がどういう配分をしているかによって、数字は変わってくるようにも思いますし、民間園では入所を断るというケースもあるかもしれませんが、少なくとも私どもが聞いている範囲では、こういったケースについて断ったことはあまりないのですが、それは一体どうなっているのか、ここで改めてお尋ねしたい。

それから、地域子育て拠点事業については、16箇所全部市営になっておりまして、私は事業そのものをおかしいと言っているのではないんですが、指定された経過に問題があると考えていて、16箇所の市営保育所が独占しているのは納得できない点があります。

同和対策事業が廃止になって、浮いた職員をここに充てているのではという見方まで民間園ではしてきたのですが、これについて私は正確だとは思いませんが、この拠点事業について、民間園には一度として受入れを打診されたことはないわけです。その職員の人件費は2人で1,600万円プラス70万ほどついていたと思うんですが、民間園ではこの給与を出すならば、4人は確実に雇うことができます。我々はこういった点も問題視してまいりました。

これにつきましては事務局側の回答もあり、これから論議してもらわないといけない、民間園も協力して、この問題に取り組んでもらいたいという見解が出されており、了解させていただきましたが、依然として市営保育所だけがやっている事業であることに疑問を呈するわけであります。

もう一つ、6ページの新たな財政面の支援なしには民間保育園の実施が困難であると判断される取組や子育て家庭支援という文面が出ており、財政面の支援なしには、民間園は事業に取り組めないというふうに規定されていますが、我々はそんなものがあつたのかと思うわけであります。

具体的には夜間保育所の話があつたように思うのですが、民間園では新たに実践が困難なニーズについて後ろ向きになっているわけではないと私は信じております。行政機関の支援が得られないからこのような表現になっているのかなと思いますし、納得ができないと思います。

もう一点。5ページの5行目から様々な子育て支援策のうち、今後保育所がその推進に寄与できる部分については、実践期間を取りながら、民間を指導していくとの文面があつたかと思います。私どもはプール制の改革により、ポイント制を作りました。ポイント制によって、保育の質を高めるような保育園に対して非常に高いポイントが付くということが決められ、昨年4月から実施されている。この前も質問しましたが、京都市は第三者評

価をなぜ行わないのですかと聞きました。第三者評価は保育の質を高めるために大事であり、インセンティブになってくると思うんですが、市営保育所は未だに取り組んでいないし、意気込みは分かるんですが、具体的なものがないではないかという思いを持っているのであります。民間以上のことが本当にできるのかということをお問いたださなければならぬ。その辺についてどうなのかなと思います。

最後に、市営保育所の民間保育園移管についても選択肢の一つであるとの表現については後退してしまったと感じており、表現に疑問を持っております。

#### 【宮本会長】

一度に伺ったため、どうまとめてよいか混乱しています。主として民間保育園の現状の報告であったのではないのかなというように伺いました。市営保育所の今後の役割機能について実現のプロセスも含め、どう提案していくのかというのが、この委員会における中心テーマではないのかなと考えております。事務局から簡単に結構ですので説明がありましたらお願いします。

#### 【事務局】

今後の議論に関わる部分がありますので、全てお答えすべきではないと思いますが、委員からの御指摘について、誤解と言いますか、文書の表現等で書かれていない部分について、訂正等を含め説明したいと思います。

民間保育園は質が低いとおっしゃいましたけれども、今回のまとめでは質の低いという言葉は当然失礼ですから、使っておりません。少なくとも民間の保育園ですから一定の水準、質は確保されていると思っておりますが、民間保育園に対して助成しており、助成にふさわしい保育の質の向上を図るという観点から、我々は指導に入らないといけない保育園があるということが現状であります。

今日は手元に持っておりませんが、監査指導課という部署が、毎年監査を行っており、いくつか文書指摘事項を受ける保育園がありますので、形式的に見ても更なる質の向上をお願いすることがございますので、そのあたりを含めまして、今回、質が低いという表現ではなく、更なる質の向上を図るという趣旨で文書をまとめさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

そのほか、障害児保育や虐待の子の話ですが、2、3ページについては現状を示させていただいております。その後の展開につきましては3ページの後半以降で表現させていただいております。委員のおっしゃられている部分につきましても、今後検討するとの表現等でお知らせしております。現状の民間保育園と虐待の子とか障害児保育の状況につきましては2ページ目が現状で、3、4ページ目以降に今後の展開を書かせていただいております。

御理解いただければと思います。

#### 【事務局】

今回検討資料としてお出しさせていただきましたので、この場で御議論のうえ是非まとめていただきたいと願っております。

これまで4回までの議論で中間意見をまとめていただいた。その中で委員もご存じのように公民でいわゆる運営費が1人当たりどれだけ違うのかという資料を出させていただきました。これらについても今後御意見を保護者の方その他にお聞きする場合もこれまでの分科会での議論の成果ですので、併せてお示ししたい。そこには色々なデータ等も含まれており、この検討資料のデータだけでは分かりにくいと思いますので、そういうことで御理解いただけたらと思います。

#### 【宮本会長】

ありがとうございました。では、他にいかがでしょうか。

#### 【委員】

民間保育園と市営保育所の現状の認識についてはコストの問題から委員の言われたとおりじゃないかと思います。いわゆる京都市の保育の質について、他都市や保育園連盟の理事長等からも質が高いと聞いており、京都市当局の姿勢と民間保育園の長い歴史の中での努力があったからだと聞いてきました。民間保育園が圧倒的に多いわけですが、市営保育所も30箇所余りあったということで、ともに京都市の保育の質を高めてこられたのは事実だと思います。

世の中の動きの中で、コストと質を担保しながら、民間にお願いできることは民間にお願いしていこうという流れについては、国民すべてが分かっていることで、今回の議論は、今までやってきた京都市の保育所をどういうふうに緩やかに、場合によれば急いで、役割を民間に委ねていくとか、それから行政の保育士がいることの強みを当面生かしていくかが大事であるというように聞いております。

ただ、市営保育所は独自の、付加的な機能を現在も持っているという説明を聞かせてもらってきた。保育については民間に任せても大丈夫と確認できているので、独自、付加的な機能も一定の確認、検証の後に、民間にお願いできる場所は民間にお願いしていくというのが、流れではないかなと思います。

ただ、将来民間保育園にお願いしていく場合は、もっと手厚い保育ニーズが求められてくるので、今の数以上にもっとあればいいと思います。200や300という箇所の質を市民から期待されるような、選択されるようにしていくとなると、そこに新たなニーズを

こなしていくためには、今の財政で民間が全部やりなさいというのではなくて、京都市自身もプロジェクトを組むような専門職集団が必要だと思います。

民間保育園と市営保育所という言葉で議論してきたので、何となく保育であれば、一定水準で緩やかに民間に移行すれば良いのでは、というイメージしか浮かばないが、そうではなくて京都市が市営保育所に付加したり特化したりした事業をお願いしているということは、虐待の発見等について、京都市がモデル的なことも含めて、責任を持ってやっていかなければいけないという表れのように思います。

それを民間保育園の側は、京都市が勝手にやっているという捉え方ではなく、市の保育や児童福祉の全体を維持していくために京都市でまず整理をしてもらって、その後のことについては民間が対処するという方向性を示す必要があると思います。

私は、地域包括支援センターの会長をしており、総合相談の窓口を61箇所の地域包括支援センターで行っている。京都市の場合、全部が民間委託であり、以前は高齢者の総合相談は福祉事務所の担当者がずいぶん汗をかいてやられてきましたが、今は民間で行っています。委託を受けた私たちにとっては、京都市のそのようなノウハウを持っている人たちがいて、私たちが相談し、一緒に考えてくれる人たちが必要であるということ。そのために、ともに協議し、ワーキングを作ってもらっている。行政の中にきっちり分かってくれる方達の一定のチームがあって、監査的な指導だけではなく、全民間の事業者さんも、一定の質が保っているという安心感とか、示してもらおう人材は、できるだけ保育の中でもいて欲しいと思います。

介護現場の職員たちは多様な保育ニーズを持っています。近隣の民間保育園とか、職員の住んでいる近くに市営保育所があっても今の業務は継続できないので、昼間の業務に変えてほしいと雇用形態を自ら嘱託に切り替えた人たちがいます。そういうことを考えると保育はまだまだ変わっていくので、市の行政と民間保育園の方たちが十分に今の一般市民とか介護とかで働く職員の実情に合わせた検討を進めるような場づくりをお願いしたい。

市の保育所の方たちは変わっていくこの流れは認識されていると思うので、行政の職員として、自分たちはこれからどう努力していくかをこういった場で示してあげるような意見書になればいいと思います。

あえて言うと、保育所という形ではなくて、付加的なことを表に出した、民間も含めた強み的な形の文書を出した方が意味は分かりやすい。どっちが良い、悪いということでは京都市の保育行政にどう期待すれば良いか市民は分かりにくいので、そのように聞かしてもらいたいと思いました。

#### 【宮本会長】

ありがとうございました。要約することはしませんが、非常に重要な意見を賜ったので

はないかと思えます。これに関しまして他の委員からは、どうでしょうか。

#### 【委員】

関連して意見、質問があります。前回も意見しましたが、5・6ページのところで、「保育士の福祉事務所への配置等による保育士の専門性の活用と、児童福祉センター、福祉事務所及び保健センターと連携した一体的な支援の推進を図る必要がある」というくだりがありますが、もう少し福祉事務所と一体化した場合の市営保育所の役割を具体的に書いてあげないと、今指摘のあった認可保育園の役割とは違う市営保育所の付加的な役割が明確にならないように思います。

例えば、これは私のイメージですが、児童相談所のワーカーと市営保育所の連携を強化して、児童相談所のワーカーがフォローできていない部分についても、丁寧な相談支援の関わりが京都市としてできるのではと思います。児童相談所はかなり緊急性の高い事案、虐待リスクの高い事案で手一杯の状態ですから、それ程でもないが公的に見て心配な家庭にアプローチする役割として、この一体化の中で市営保育所の役割が作られていくのではないかというのが1つです。

2つ目が、全ての子ども、子育て家庭を対象とした総合相談機能、特に相談を受けた後の継続的あるいは個別的な支援やカウンセリング、特に出向いてもらうのではなく、こちらから出かけていく、個別支援カウンセリングの役割を担っていただけのではないかと。現在、福祉事務所で対応している部分を公立の保育士のマンパワーを投下することによって、より広い子育て家庭の方々のお役に立てるのではないかと考えております。

3つ目に、公的なセーフティーネットの形成並びに運営について、公立保育園の所長や主任が関わることが、市民にとっても保育園にとってもより重要な役割を担っていただけのではないかと。民間とのつながりが広がっていくのではないかと。

4つ目として、NPOやサークル、特に地域において子育てをベースとする自主的な地域づくりの支援であったり、人材育成の支援に当たっていただけのではないかと。こういう役割は認可保育園の役割を超えて、市営保育所の独自の政策として、付加する機能、役割として位置付けてやると、この福祉事務所との一体化のイメージがよりクリアになるのではないかと考えています。

それからもう一点、先ほど、委員から報告書の内容からすれば、後退ではないかと言われましたが、選択肢の1つくらいと発言したのは私でありまして、今までの議論を踏まえばこのくらいの表現しかできないのではないかと考えております。この部分については色々な考えがあるので、どういう選択肢がこの段階で考えられるのか、もう少し議論を詰めたほうが良いように思います。

例えば、福祉事務所との一体化を前提に公立保育園をランチの1つと考えた場合、こ

のランチに入らない市営保育所が一部残るのではないかと。その一部残った市営保育所は民間並みにコストを抑えた運営が可能なのかどうか。可能であれば社会資源の1つとして残しておくことも選択肢の1つではないかと。

現実的にはすべてが福祉事務所と一体的な運用、総合的な子育て支援の拠点になるという絵は描けないと思っておりますので、そこに入るものと入らないものの今後の継続の可能性について、事務局からの考えを伺えればと思います。

#### 【宮本会長】

ありがとうございました。今の御意見で、3の市営保育所の今後の配置のあり方と実現へのプロセスについては、さらに踏み込んだ議論になったと思います。事務局はどうですか。

#### 【事務局】

今、委員のおっしゃられました民間移管以外の選択肢として、論理的な帰結としては、直営という考えが出てこようと思います。その際にコストを民間並みに抑えた直営は可能性のあるのかとの投げかけと受け止めました。

実は、第2回の時に提出しました市営保育所と民間保育園におけるプール制の保育士人件費の比較で見た場合、市営保育所は年間770万円程度、民間保育園はプール制での想定で年間500万円程度となっております。民間のプール制で雇う場合、例えば民間保育園で2人を雇うとしますと、市営保育所では正規職員1人とプラスで非正規が1人しか雇えない。アルバイトが年間250万円くらいですので、それで見合うような形になってきます。それで大体どちらも1,000万円となります。

ここから粗い計算ですが、市営保育所を民間並みでやっていくと考えると半数以上を非正規の保育士でやっていかないといけない。さらに市営では国運営費が一般財源化されている点を考えると市営保育所の体制はかなり厳しいものになるのではないかと思います。市営保育所の維持は難しいものと思います。

しかも、市営保育所の場合は仮にアルバイトを雇うとすると1年を超えて雇うことはしていませんので、4月になると半数以上の保育士が変わってしまい、これが保育として成り立つのかという問題も出てきます。

仮に、直営という選択肢をとということで申し上げましたが、他にもまだ選択肢があるのであれば、この場で議論を頂きたいと思います。私どもはコストを根底にして考えた場合に民営並みとしていくのは非常に厳しいと考えております。

#### 【委員】

中間意見をまとめて、これからは議論を具体的に進めていかなければと思うわけです。

冒頭にも保護者の意見とあり、事務局にお願いしたいのですが、民営化について判断するうえで、他都市の民営化の事例において、どういう手順で移行されたか調査をお願いしたい。また、新聞にも出ておりましたが、民営化移行に伴って、保護者から訴訟を起こされているケースがありますので、その裁判の判例についても、次回示していただけたらと思います。

**【宮本会長】**

ありがとうございます。他都市等の民営化手順の実例については、次回よろしくお願ひします。他にいかがでしょうか。

**【委員】**

この資料をもって、他団体からの方々を招いて意見を聴き、議論していくことでよろしいでしょうか。

**【宮本会長】**

手順について、事務局から確認しておこうと思うのですが。

**【事務局】**

この検討資料について、この場でいただいた御意見を踏まえまして、分科会終了後、早急に事務局と分科会長と文言の整理をさせてもらったうえで、関係団体から意見を聴取していきたいと思っております。

**【委員】**

非常にこだわって申し訳ないのですけれども、前回も少し言わせていただきました。2ページ目の市営保育所の今後の役割・機能について、民間保育園と市営保育所の現状が比較しながら述べられているのですが、1番の保育内容について、民間園であろうと公立園であろうと告示化された保育指針に沿って保育をしていかなければならないということであるので、市営保育所で「保育指針に則った」という表現や、民間園において「質の高い」という表現について、何か違和感を覚えてしまいます。

何度も申し上げますが、民間であろうと市営であろうと、告示化された保育指針に則って保育をしていくということが大前提になっていると思いますので、こういう比較的な表現を敢えてする必要はあるのかなと思いました。

また、前回の時には気がつかなかったのですが、4ページの保育内容について、今後、

株式会社やNPOが参入してくる可能性があるのは時代の流れであると承知しておりますが、一定水準の要件をクリアすれば参入も可能なのですよと受け止めてしまうのですが、この表現も敢えてここに書かないといけないのかと思いました。

**【事務局】**

まず、前半に委員からも御意見があった部分ですが、表現については会長と今の委員の御意見も含めて最初の表現で調整させていただこうと思います。後半部分の株式会社参入につきましては、先日、国で中間まとめがまとまりまして、指定制の中では事業主体を問わないと言われておりますので、ここでは可能性という表現でまだ法案自体がどうなるかわかりませんから、参入が決まったとなったわけではないのですが、今までの社会福祉法人以外からの参入は否定できませんので、この表現は今の段階では残していただきたいと思います。最終的には調整させていただきたいと思います。

**【宮本会長】**

ありがとうございます。いかがですか。

**【委員】**

表現しなければならないとは、私は思わなかったのですが。

**【宮本会長】**

2ページのこの保育内容の(1)について、私も前回質問させていただいたと思うんですが最低基準を下回るような実践を行っている民間園施設があるようなニュアンスが含まれるということで、決してそうじゃないんだということを言われておりまして、内容について私は理解させていただいたように思います。むしろ文言をどうするか、文脈ではなく文言修正の問題になるのかと思います。

**【委員】**

この検討資料が製本になった場合、市民公開ということで市役所や各施設等で配布するのかを考えているのですか。なぜかと言いますと、委員会の意見をまとめると、回りくどい表現になっており、市民がこれを読んだときにややこしくて読めない感じがします。市民一人ひとりが考える必要があるので、分かりやすくして欲しいと思います。

ただ、これまで積み重ねてきた主旨をゆがめることなく、薄めることなくとすると大変難しい作業になるのです。参考に思いますのが、国の審議会では本文と併せて下段に脚注等があり、アスタリスクで説明しているものもあります。それで、先ほど委員のおっしゃ

ったコストの問題を入れるととんでもなく長い文書になります。別に資料を付けるにしても、一般市民に見てもらえないとなると、ちょっと小さな文字でも脚注として補足をしていただくことで見やすくなると思います。

それと、いかにも官庁用語で分かりにくいところがあるので、説明を付けて分かりやすくする努力をしてほしいと思います。気になったこととして、「障害」の表現があります。例えば、2ページの(3)の「障害児」への対応というように表現されています。ところが6ページの下から8行目、「障害のある入所児童」などへの対応になっております。さらに「障害」の文字は4ページの下にもかなり重なって出てきますけれども、民間のある団体では「障害」という漢字を使うことに非常に懸念をされていて、「障」は漢字としても、「害」はひらがなにすると、この子どもたちが害をするのではないと、もっとはつきり出すべきだと言われています。

もちろん、法律用語、制度で「障害」と漢字になっているものについて直せとはなかなか言いにくいですが、進んだ自治体では、「害」はひらがなにすると伺っております。その点も配慮していただいて見やすくしていただきたいと思います。

#### 【宮本会長】

補足的な説明を加えてはという提案でした。市民に分かりやすく、そのためには2ページから市営保育所の現状について、6項目見出しがあり、それを踏まえての課題、今後の役割機能については7項目あり、それぞれ照合していきますと、(1)保育内容について、(2)年度途中入所について、(3)障害児への対応、今後の役割機能のところは障害のある入所児童の対応について、(4)は被虐待児や気になる子どもへの対応、5ページは虐待を受けた子どもやその恐れのある子どもと照合させていった方が分かりやすくなると思う。また、今後の役割についてのところで6ページ(7)の市営保育所保育士のあり方については、対応する現状に係る項目がないということについては検討が必要と思います。

他に御意見を伺っていない委員についてお願いします。

#### 【委員】

児童養護の視点からですが、「1-(4)被虐待児や気になる子どもたちへの対応」について、受入れの割合が比較をされているんですが、児童養護関係は被虐待児が非常に多くなってきております。統計では年間650件ほど虐待が認定されていると聞いています。

児童虐待で施設に入ってくるのが、たった4%の25、6名だけで、残りの被虐待児は地域で生活をしている観点からすると、保育園での受入れは非常に少ないと思います。今後のあり方として受入れは増えていくのかなと思います。

一方、地域では要保護児童対策地域協議会を開いており、私が所属している上京でも開

かれています。そこには上京の保育園長会が参加されていますし、公立の鶴山保育所所長も参加されておりますので、要保護児童対策地域協議会を通じて、保育園での受入れをお願いしたいと思います。

それと地域子育て支援事業についてですが、16箇所市営保育所が独占していると先ほど委員から意見があったが、民間にも広げていただくことによって被虐待の子が支援、養護されることに結び付きますので、民間の保育園にも子育て支援拠点事業を展開してほしいと思います。

#### 【委員】

保護者に読んでもらうためには、分かりやすい表現が必要ではないかと思います。コスト論がありましたが、この表現だけでは市営の方が2倍もするののかというイメージしか残らないので、注釈を入れる等して分かりやすい工夫をしてほしいと思います。

#### 【委員】

3ページの新たな保育ニーズへの対応というところで、公営保育所の付加的な役割として今後重要なニーズになってくると思います。その中で延長保育、一時保育、休日保育を挙げられており、私も休日保育の箇所数を十分理解していなかったのですが、先般の電力需要対策の中で、京都市から休日保育をしている箇所を確認した中で京都市内6箇所の中、公立は1箇所だけです。

これから公立の役割を議論していく中で、保育以外の付加的な役割が重要になってきますので、一般の人は気付かれないかなと思いました。また表現も考えていただきたいと思います。

#### 【宮本会長】

全6箇所のうち、公立保育所は1箇所という指摘をいただきました。付加的、緊急的な役割に対する即応性をどうしていくのかということも今後の課題となると思われます。

#### 【委員】

今までは民間、市営保育所はそれぞれどうしてきたかを議論してきたが、これからは民間も、市営保育所もどういう保育士を育てていくか、あるいは新しいニーズに両方の保育所がどう応えていくかが大事であると思います。

前回からも申し上げているが、民間はプール制を改革したということで、積極的に取り組む保育園ほどポイントが高くなり、そして、経営も楽になるというインセンティブを作ったわけです。民間園は競争してでも、お互いに高めていると私は考えています。

そして、先ほど第三者評価の話をしました。情報公開や苦情解決、研修体制の強化等、職員のやる気を出させるような取組を民間は行っている。そういった意味で市営保育所も、保育を向上させるために一緒にやらないといけないが、市営保育所は仕掛けが見えてこない。もっと、もっと努力をしなければならないのかなという思いを持っております。

もう一つは、プール制によって過当競争になると言われておりましたが、これは人を蹴落とすというシステムではなく、単に、とにかく頑張ろうという制度でありますので、インセンティブが働くと思っています。保育の質をお互いに高めていかなければならないと思っていますので、そういった面の議論をする必要があると思います。

#### 【委員】

看護師の免許を持っていたとしても勉強しながらやっておりますので、保育士だけではなく、色々な資格を取って死ぬまで勉強だという意気込みで子どもたちの笑顔を聞きながら、高齢者の方たちの意見を聞きながら勉強していきたいと思っております。

#### 【宮本会長】

人材育成を巡る提案ではなかったのかと理解いたしました。先ほどの委員の議論とも関連しますが、市営保育士によるNPO等も含めた人材育成について御提案があり、7ページ以降の実現へのプロセスについて、大きくつながりを持ってくる議論となると思っております。

#### 【委員】

先ほどの委員の御意見は、虐待を受けた子どもの保育所への積極的な入所を図っていくようにという趣旨での御発言だったと理解します。私も虐待対応の仕事をしていましたので、非常に思うところがあります。京都市の虐待について日々頑張っておられる児童福祉センターの職員の方の意見を伺っていただきたい。

就学前の被虐待児がどのような状態に置かれているのか。私の感覚では、保育所に入りにくいという状態があり、虐待がまた続いてしまうと、保育所に入っていたらこんなことにはなっていないかというケースもあると思っておりますので、何が障害になって入れないのかという意見も伺えば、分科会で論議していく道筋が見えてくるのではと思っております。

#### 【委員】

先ほど年間600人を超える虐待の子がいるということで、我々、保育の現場にいると認定された子どもについて、福祉事務所から保育園に受入れの要請があるというのは比較的少ない。ですから600人とたくさんいるが、我々はいつでも受け入れる体制はできている。保護者から直接、園には言っていないので、福祉事務所からの要請の声はまったく

聞かれない。園に受入れの要請があれば、民間園では受入れの態勢を整えているつもりです。

#### 【事務局】

答えになるか分かりませんが、実際に、虐待の受入れについては、市営保育所、民間保育園それぞれの立場で頑張ってもらっています。ただし、虐待児を受入れた場合、保育所の労力はかなりのものがあり、現行の制度では虐待児の受入れにあたっての特別な職員配置等はありませんので、各保育所におきましては十分な受入態勢がないと簡単には受入れがたいという現状は聞いております。

実際、受け入れた場合、福祉事務所との連携ですとか、児童相談所との連携等にまた多大なエネルギーが要りますので、それにつきましては虐待の子を受け入れることについて、なるべく受入れたいという思いと、実際の受入れに当たっては人的、物的な支援がいるという現状の中で、各市営保育所、民間保育園はギリギリのところではと認識しています。

もう一つ課題がありまして、虐待児を受入れるに当たっては、守秘義務の問題があり、児童相談所あるいは市営保育所は行政職員ですので、地方公務員法上の守秘義務でスムーズにいくのですが、民間保育園になりますと、過去の例では、児童相談所から情報を示してもらえない中での受入れがあり、情報がない中での受入れは難しいと御指摘がございましたので、法的にはそういう課題も出てきていると思っております。

#### 【委員】

私が申し上げるよりも児童相談所から言ってもらうのが本来だと思うのですが、民間の保育士だから守秘義務がないので、児童相談所の情報が出せないというのは、今はないと思います。

なぜかと言うと、先ほど委員が言われた、要保護児童対策地域協議会が各行政区にあり、そこで個別のカンファレンスをやって、公立、民間であろうと保育士を含め守秘義務が課せられていますし、その場で知りえた情報は外に話さないというのが法律の建前になっております。そこはできると思います。

私が思ったことは、虐待を行った保護者の場合、保育所に子どもを預けるという決断を非常にしにくい場合が多い。虐待と裏腹の関係で経済的な問題があり、昼も夜も働いているけれども、保育所に預けるにはお金が要る、手続きが面倒だ、保育所に行って話をしないといけない、そういうことなら家でラーメン等を食べさせておいてという感じで、家に置かれたままネグレクトが進行することが多いのではと思います。

この辺は大変難しい問題があり、保育制度の中ですと保育料が払えるのかという決断が

できないまま家にいるということが多いのかなと思います。それは私の思いですので、京都市内でどういう状態になっているのか、保育所側が受入れないから入れないではなく、もっと根深い問題があり、虐待をしているのに保護者は働かないといけない、子どもは相変わらず、家の中で不十分なままで養育されている、又は養育も放棄されているのではないかと思います。その辺の情報も確認したうえで的確な方針を決定できる論議ができたらと思います。

#### 【委員】

私どもは過去に虐待児の受入れをしました。少なくとも福祉事務所から言われて断ったことは聞いたことがない。民間保育園に配分されている数は少ないと思います。なぜか、市立の保育園に優先して配置されている。守秘義務と言われたが、こういうケースの場合には絶対秘密は守らないといけないのは大原則になっており、これをあちこちに言って歩くということは絶対にありません。

#### 【事務局】

かつて京都市の保育所に通っているお子さんが虐待を受け、児童相談所に情報が入り子どもを保護したのですが、保育園の方に情報を教えてもらえなかったということがありました。児童相談所は守秘義務があるため答えられないと。保育園の方からすると子どもが急に来なくなる、そして、その理由も分からないというのでは、保育を続けることについて、非常にストレスを感じられたわけです。

法律的な問題等色々兼ね合いがありますが、現場の実態の中で保育園が苦勞されているんじゃないかと思います。逆に守秘義務がないから、各保育園が情報を地域で周囲に話しているとは思っていません。誤解として伝わったのであれば訂正させていただきたいと思います。

#### 【宮本会長】

時間がまいっております。私の中では3つの柱が連続してそれなりに繋がりを持ってきたということは、ある一定の方向性を持ってきているのではないかと思います。ただ、やはり複数の委員から指摘のありましたように、分かりやすい表現方法については、私もそのとおりであると思います。

例えば6ページ、一番下のパラグラフ、京都市社会福祉審議会云々というところで、11行句点なしで続いていくのは市民にとって分かりにくいのではないのかなと思います。あるいは7ページ第2パラグラフのところ、「市営保育所については」の後、「ついて」、「ついて」と連続して出てくる文言、ここは文脈を変えずに修正していくことが必要ではなか

ろうかと思います。ただ、当分科会でこれまで議論を重ねてきて、今日時点での途中のまとめとしては、一定まとまってきたのではないかと考えております。

そこで、次回でございますが、前回の会議の中で意見も出ておりましたが、この検討資料を元にして、保護者の方々等からの意見聴取を実施してはどうかと思います。

この意見聴取に関しまして、意見聴取する相手方等、事務局の方で何かイメージされていたものがありましたら、御説明いただきたいと思うのですが、いかがですか。

#### 【事務局】

先ほど委員からも一部お尋ねがあったり、冒頭でもお話がございましたので、お答え申し上げたいと思います。

まず、お願いしたいと思いますが、委員の皆様が御意見を直接聞いていただくということで、いわゆるパブリックコメントを行うということではございません。これをまず申し上げておきたいのと、この分科会で御意見をいただいたうえで、京都市として方針を決めていきますけれども、その際は改めて広く市民の方々にパブリックコメントをしていく必要があると考えております。そこで、皆さん方に意見を聞いていただくということで、保育所の保護者会の方々からの意見がほしいと思っております。

ただ、市営保育所は各保育所ごとに保護者会がございまして、それが全体のまとまった形ではございません。保護者会ごとにまずはアンケートを実施して、そのうえで直接聴く必要があれば考えてはどうかと思います。

次に団体についてですが、保護者の方に保育所の情報を積極的に提供していただいたりする形で、子育て支援をされている民間団体から意見を聞いてはというのが、2つ目です。

3つ目が市の保育士の職についてのアンケートということで、皆さんには要約でお示しをしたわけですが、いわゆる職員団体がございますので、そこからの御意見も聴いていただいてはどうか。この3つが考えれるのではないかと。

冒頭にも申し上げましたがスケジュールに関しては意外とタイトでございますので、この辺りが限界かと思っております。今後の4、5、6回全てをこれに使うのは少々無理であると思っておりますので、次回と、その次の第5回に一部が行えるくらいが限界ではなかろうかと考える次第であります。

#### 【宮本会長】

ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様には特に御意見はございますでしょうか、アンケートの具体的な項目等も含め、お願いします。

#### 【委員】

これは我々がこういう場で意見を聴くのですか。

**【事務局】**

過去に行った例で申し上げますと、プール制検討委員会では、保護者の方その他から御意見をいただきました。一定の時間の中で意見を述べていただいて、皆様から一定の時間の中で、逆に御質問をいただくという形にしました。アンケートについては少々まとめて時間かかりますので、それよりはちょっと時間かかるかもしれませんが皆様にお示しをするという形が急務になると思います。

**【委員】**

市営保育所の保護者の意見は聞かれる。ただ、京都市の中で保育園は9割は民間ですが、民間の意見は聴かないのですか。

**【事務局】**

民間保育所に預けておられる方の保護者会もごございます。ただ、ここに市営保育所の保護者会は入っていないという状況でございます。これまでの話の流れで言いますと市営保育所のあり方を基本に考えていただいておりますので、この場合優先すべきは市営保育所に預けられている保護者の方かなと思います。

**【委員】**

私どもも市営保育所の保護者の意見というのはある程度推測できるものですが、やっぱり、広く意見を求めるとなると、代表でもいいから民間の保護者の意見も聞いてもらいたいと思います。

**【事務局】**

先ほども申し上げたとおり、市営保育所の保護者会についてはまとまった団体はございません。民間については、全ては加入していないそうですが、市全体としての団体を作っておられる。しかし、そこに市営は入っていない。先ほど、冒頭で申しましたが、意見を求めるのを拒んでいるのではなく、市として方針を改めて決定する際はパブリックコメントに付しますので、先ほどの委員の発言にあったとおり、求める場合にはより分かりやすいのは求められると存じますし、その時には委員のおっしゃる御意見を伺って、最終的な京都市の意見を定めることとなるのかなと考える次第でございます。

**【宮本会長】**

いかがでしょうか。今の御意見等を踏まえたうえで、私と事務局の方で最終の調整を行いまして、了承していただければ大変ありがたく思います。また、今日の委員の皆様からいただきました意見を踏まえて、「市営保育所の今後のあり方（検討資料）」につきましても、私と事務局の方で調整を行いまして、これを前もって委員の皆様、そして意見聴取する団体に送付させていただければと思います。

本日は時間が参りましたので、このあたりで終了させていただきたいと思いますが、全般にわたり御意見等はございませんでしょうか。

#### 【委員】

東北大震災や阪神大震災でも言われたのですが、人と人のつながりとかいう、力を合わせてことにあたるという、子どもたちの声を大切にするという、そういうことを忘れてはいけないと思います。

#### 【宮本会長】

これは冒頭に委員から言われました、こどもの権利条約を巡ってのいわゆる「最善の利益」ですね。我々のスタンスは言うまでもなく、ここにあるということは重々にコンセンサスを得ていると思っております。

それでは、時間も来ておりますので、事務局に進行をお返しします。

#### 【事務局】

本日は、長時間にわたり、熱心な御議論をいただき誠にありがとうございました。

次回、10回目の専門分科会につきましては、8月上旬頃の開催を予定しております。日時等が決まりましたら、改めて御案内を申し上げますので、御参加の程よろしくお願ひします。

以上で、平成23年度第3回目の福祉施策のあり方検討専門分科会を終了させていただきます。ありがとうございました。

—閉会—